

IV 公務外非行関係

非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
1 放火	放火をした教職員	○			
2 殺人	人を殺した教職員	○			
3 傷害	人の身体を傷害した教職員	○	○		
4 暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした教職員（人を傷害するに至らなかった場合）			○	○
5 脅迫・強要	人を脅迫し、又は強要した教職員		○	○	
6 器物損壊	故意に他人の物を損壊した教職員			○	○
7 横領・占有離脱物横領	(1) 自己の占有する他人の物（公金及び県等の財産を除く。）を横領した教職員	○	○		
	(2) 遺失物等、占有を離れた他人の物を横領した教職員		○	○	
8 窃盗・強盗	(1) 他人の財物を窃取した教職員	○	○		
	(2) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員	○			
9 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員	○	○		
10 賭博	(1) 賭博をした教職員			○	○
	(2) 常習として賭博をした教職員		○		
11 麻薬等の所持等	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員	○			
12 酩酊等による粗暴な言動等	酩酊して、公共の場所や乗り物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員		○	○	○
13 わいせつ行為等	(1) 不同意性交等 暴行、脅迫等の行為又は事由により、同意しない意思の形成等が困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等をした教職員	○			
	(2) 不同意わいせつ 暴行、脅迫等の行為又は事由により、同意しない意思の形成等が困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした教職員	○			
	(3) 淫行 18歳未満の者に対して、淫行をした教職員	○			
	(4) 児童買春 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教職員	○			
	(5) 痴漢行為 公共の乗物等において痴漢行為をした教職員	○	○		
	(6) その他わいせつな行為 法律や条例等に違反して、盗撮、のぞき、その他わいせつな行為をした教職員	○	○		

非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
14 ストーカー行為	(1) ストーカー行為をした教職員		○	○	
	(2) ストーカー規制法に基づく警察による警告を受けたにもかかわらず、なお、ストーカー行為を続けた教職員	○	○		
15 私文書偽造	私文書を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された文書を行使した教職員	○	○	○	
16 公的債権の滞納等	公的債権を滞納し、履行の督促等を受けたにもかかわらず滞納し続けた教職員			○	○
17 誹謗・中傷	ソーシャルメディア等を利用し、他人や組織を誹謗中傷する内容の情報を発信した教職員		○	○	○